

宇情審答申第1号
平成10年10月20日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 佐藤 幸治

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成10年6月19日付け10宇都建第70号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

建設汚泥脱水施設管理体制及び建設汚泥脱水施設人員体制に係る文書、「修了書」、「修了証書」及び「承諾書」についての情報部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

「修了証」及び「修了証書」に記載された個人の氏名及び番号は、公開すべきである。その余については、実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成10年4月1日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「A（以下「B」という。）から出された建設汚泥脱水施設（以下「本件施設」という。）の許可申請書一式、添付書類一式」について公開請求を行った。

実施機関は、Bが建築基準法第51条ただし書きに係る許可申請を行う際に宇治市長に提出した文書を公開の請求に係る文書として特定した。

実施機関は、提出された情報公開請求書を同日付けで受理した。

2 決定期間の延長

同年4月14日、実施機関は、条例第11条の規定に基づき、請求に係る文書に記録されている第三者の意見を聴くこととし、これに日時を要するため決定期間を同年5月21日まで延長することとし、異議申立人に通知した。

3 実施機関の決定

同年5月19日、実施機関は、この請求について、次の部分を公開しないこととする情報部分公開決定を行い、理由を付して異議申立人に通知した。

(1) 個人の印影

条例第6条第2号及び第9号該当

(2) 法人の印影

条例第6条第3号及び第9号該当

(3) 「放流承諾書」のうち土地改良区理事長の印影

条例第6条第8号及び第9号該当

(4) 「承諾書」のうち個人の住所、氏名、町内会名及び役職

条例第6条第2号及び第8号該当

(5) 「承諾書」のうち法人の住所、名称、代表取締役の氏名及び町内会名

条例第6条第3号及び第8号該当

(6) 建設汚泥脱水施設管理体制及び建設汚泥脱水施設人員体制に係る文書のうち個人の氏名

条例第6条第2号該当

(7) 「修了証」及び「修了証書」のうち個人の氏名及び当該個人を特定する番

号

条例第6条第2号該当

(8) 「図面」のうち個人の資格及び番号

条例第6条第2号該当

4 公開の実施

平成10年5月25日、実施機関は、請求に係る文書の公開を実施した。

5 異議の申し立て

平成10年6月8日、異議申立人は、当該情報公開部分決定した内容のうち上記3の(4)、(5)、(6)及び(7)を公開しないこととした決定（以下「本件処分」という。）を不服として、異議申立てを行った。

6 本件処分に対する異議申立てに係る文書

本件処分に対する異議申立てに係る文書（以下「本件文書」という。）は、いずれも宇治市長が所管する建築基準法第51条ただし書きに係る許可申請以外の法令手続き等を行うため、事前に京都府知事に提出された文書の写しである。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件処分に係る公開しないこととした部分の公開を求める。

2 主張

- (1) 異議申立書は、別紙1のとおり。
- (2) 意見書の提出はされていない。
- (3) 意見陳述された内容は、概ね次のとおりである。

私は、次に述べるようなBの行いについて、議会の一般質問でも取り上げてきたが、市議会だよりには「住民運動が起きているが、市はどう思うか」という程度の簡単な内容の記事しか載っておらず、私の意図するところが載っていなかった。

このような宇治市のBに対する偏った特別待遇について懸念している。これは、条例第1条で規定する「公正な市政」という観点から非常に不都合なことである。そういう意味から情報公開請求を行った。

非公開とされた法人や個人が提出した同意書の個人名、住所等を非公開とすることについて、一般的に考えても、公開されて迷惑がかかるものではないと思っている。それより、これほど都合の悪いことが隠蔽されてきている。それを市民の目に触れさせないような、そんな配慮がなされているとしか思えないようないろいろな処置について、徹底的に調べる必要がある。このように考え、公開請求をし、異議申立てをした。

Bは、これまで、次のようなことを行ってきた。

ア 自社の敷地で不適正な産業廃棄物の処分を行っており、このことについて、平成４年から平成９年９月までに６回にわたり付近住民から苦情が出されている。

イ 建設汚泥脱水処理施設の申請に係る事前協議の際に添付された登記簿謄本が、指定されている申請の３ヶ月以内のものでなかった。これは、係争中の土地であることを隠蔽するために古い登記簿謄本を提出したものであると考えられる。

ウ 巨椋池土地改良区に提出された建設汚泥脱水処理施設の放水の申請に係る文書に記載された放流経路が、京都府及び宇治市に提出された文書に記載された放流経路とは異なる。宇治市及び道路公団の土地の使用許可を得ていないにもかかわらず、当該許可を得ているかのような虚偽の放流経路を記載した申請書を京都府及び宇治市に提出している。

エ 平成９年４月に、「産廃汚泥脱水設備」の設置について、Ｂは、いくつかの町内会長と協定を結んでいる。ところが、そのうちの一つの町内会長から、「槇島地区に対する宇治市行政の在り方についての請願」が出され、その中で「Ｂの建設汚泥脱水処理施設の申請は「寝耳に水」である」旨が述べられている。

第４ 実施機関の理由説明の趣旨

別紙２のとおり。

第５ 判断

- 1 当審査会は、本件の事案について次のことを特に配慮し、審査を行った。
 - (1) 本件文書は、いずれも宇治市長が所管する建築基準法第５１条ただし書きに係る許可申請以外の法令手続き等を行うため、事前に京都府知事に提出された文書の写しであること。
 - (2) 本件施設の建設計画については、地元において反対運動の協議会が作られたり、地元住民が宇治市議会に対し反対の旨の請願を行ったり、また、本件施設の事業者が告発されたことが取りざたされたこともあり、その地域において厳しい意見の対立があった経過が認められること。
 - (3) 平成１０年６月１７日に、改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）が施行され、同法第１５条第４項の規定により、都道府県知事は、政令で定める産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった場合は、申請書に記載された事項の一部その他を告示するとともに、申請書及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を一定期間公衆の縦覧に供さなければならなくなったこと。

ただし、本件施設は、改正された廃掃法が施行された後においても、政令で定める告示、縦覧を要する産業廃棄物処理施設には該当しない。

2 判断

(1) 建設汚泥脱水施設管理体制及び建設汚泥脱水施設人員体制に係る文書について

ア 当該文書は、京都府知事が、廃掃法第15条第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置を許可するに際し、同法同条第2項の規定により提出を求められる申請書に必要とされる事項のうちの一つである同法同条第2項第7号に規定する「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」の一部が記載されたものである。

京都府では、当該文書のうち、代表取締役等役職にあるものについてはその氏名の記載を必ず求めるものの、その他作業員等については、必ずしも必須の記載項目としていない。

イ 当該文書の公開しないこととした部分は、次のとおりである。

(ア) 建設汚泥脱水施設管理体制に係る文書

- a 顧問の氏名
- b 事務員の氏名
- c 作業員の氏名

(イ) 建設汚泥脱水施設人員体制に係る文書

- a 一次処理・三次処理・管理員の氏名
- b 二次処理・固定処理・管理員の氏名
- c ユンボ・ショベルオペレーターの氏名
- d 入出庫管理者の氏名
- e クラッシュャープラント関係の氏名
- f 泥水収集運搬関係の氏名

ウ ところで、当該文書には、職種、職務内容の欄にそれぞれ個人の氏名が記載され、個人の勤務先、職種及び職務内容が具体的に確認されうるものである。このような情報は、通常、他人に知られたくないと望むものであるといえる。

特に、当該文書は、前述のとおり、法令手続きに係る事前の協議を行うに際し提出されたもので、その内容は将来において変更可能性のある未確定のものであるから、そのように不確かな情報を他人に知られたくないと望むことには正当な理由があると認められる。したがって、当該文書の個人の氏名は、条例第6条第2号本文に該当する。

エ もっとも、条例では、第6条第2号本文に該当する情報であっても、同条同号ただし書きア、イ、ウに該当するものについては、公開しないことができる情報から除いているが、当該文書の個人の氏名は、何人でも法令

等の規定により閲覧することができることとされていないこと、公表を目的として実施機関が保有している情報ではないこと及び公開することが公益上必要とは認められないことから、第6条第2号のア、イ、ウのいずれにも該当しない。

なお付言すれば、当該文書は、第6条第3号の法人に関する情報にあたることもみられるが、本件文書のもとでは、同号本文の要件をみたすとともに、同号ただし書きには該当しないと考える。

オ よって、当該文書のうち個人の氏名を公開しないこととしたのは妥当である。

(2) 「修了証」及び「修了証書」について

ア 「修了証」は、産業廃棄物の処分に係る事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる申請者の能力を証するものの一つであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「廃掃法施行規則」という。)第10条の5第1号ロ(1)及び同条第2号ロ(1)に規定する厚生大臣が認定する講習に係るものである。

「修了証書」は、廃掃法第21条第1項に規定する技術管理者に必要とされる資格を証するものの一つとして、廃掃法施行規則第17条に規定する厚生大臣が認定する講習に係るものである。

そして、当該各文書には、個人の氏名、当該個人を特定する番号、修了した課程又は講習の内容、当該課程又は講習の認定機関の名称その他が記載されている。

イ ところで、当該文書は、産業廃棄物処理施設の運営管理にあたる者に必要とされる能力を有することを証する文書であり、個人の能力に関する情報が記載されていると認められる。

個人の能力に関する文書は、通常、当該本人が必要と認めたときに任意で表示するものであり、それ以外の場合では公にされないことが期待されているものと考えられるため、このような情報は、通常他人に知られたくない情報であるといえる。

したがって、当該文書の個人の氏名、当該個人を特定する番号は、第6条第2号本文に該当する。

ウ そこで、第6条第2号ただし書きア、イ、ウの該当性について判断する。

産業廃棄物処理施設は、その設置される地域においてさまざまな影響を与えるものである。それゆえ、当該施設の設置等については地域住民の関心ごととなりやすく、とりわけその安全性については大きな関心をもたれるものと考えられる。

当該文書は、当該施設の運営管理にあたる者の能力に係るものであり、ま

さに、地域の安全性に関わる情報が記載されているものと認められる。

また、本件施設は、前述のように、改正された廃掃法による産業廃棄物処理施設の設置に係る申請書等の告示及び縦覧の必要な施設とはならないものの、地域住民の理解を積極的に得ることで当該施設の設置等を円滑に進めていくという廃掃法の改正趣旨から、当該文書についても、公開することが公益上必要と認められる。

したがって、当該文書に記載された情報は、第6条第2号ただし書きウに該当する。

エ よって、当該文書に記載された個人の氏名及び当該個人を特定する場合は、公開することが妥当である。

(3) 「承諾書」について

ア 当該文書は、京都府知事が、産業廃棄物処理施設の設置について廃掃法第15条第1項の規定に基づき許可するに際し、提出を求めている文書であるが、同知事が同意書の提出を求めている理由は、産業廃棄物処理施設の設置等を円滑に進めるためには地元住民の理解が必要不可欠であるという認識に立っているからと考えられる。

そして、当該文書は、本件施設の隣接土地所有者等の「今後、宇治市槇島町〇〇番地、他に産業廃棄物施設全般の建設及び維持管理について」の同意・承諾に係る文書である。

なお、前記の内容の他、法人が提出した承諾書には、年月日、町内会名（町内会については、文書名義の体裁上個人名の文書として取り扱うのが相当かとも思われるが、異議申立ての趣旨に鑑み、念のため、法人の文書としても取り扱うことにする。）、法人の住所・名称、代表取締役の氏名が、個人が提出した承諾書には、年月日、住所、氏名が記載されている。

イ ところで、承諾書は、何らかの事案について賛成の意を表すものであるが、事案によっては、賛成者と反対者との間で厳しい対立が生じることも考えられるため、公にすることは予定されていないものであると考えられる。

本件の承諾書に係る本件施設の建設等については、その地域において厳しい意見の対立があった経過が認められることは、先に述べたとおりである。

以上を前提として、法人及び個人が提出した「承諾書」の第6条第3号及び同条第2号の該当性について判断する。

ウ 法人が提出した「承諾書」について

当該文書が公開されると、当該事案の反対者から同意者である法人の事業活動上の正当な利益を害するような圧迫が加えられることなどが十分考えられる。少なくとも現段階においては、法人が提出した承諾書の町内会名、法人の住所・名称及び代表取締役の氏名については、第6条第3号本文に該当する。

なお、当該文書の法人の住所・名称、代表取締役の氏名及び町内会名は、法人の事業活動により、現に発生しているか。将来発生するおそれがある危害等から人の身体、生命等を保護するために公開することが必要であると認められる情報その他公益上特に公開することが必要であると認められる情報とはいえないので、第6条第3号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないものである。

したがって、第6条第8号の該当性につき判断するまでもなく、法人が提出した「承諾書」のうち町内会名、法人の住所・名称、代表取締役の氏名については、公開しないこととしたのは妥当である。

エ 個人が提出した「承諾書」について

当該事案にあらわれた具体的な状況のもとでは、当該文書が公開されることによって当該個人の生活の平穏が害される等プライバシーの侵害のおそれが十分に考えられるので、当該文書の個人の住所・氏名、町内会名は、第6条第2号本文に該当する。

なお、当該文書の個人の住所・氏名、町内会名は、何人でも法令等の規定により閲覧することができることとされていないこと、公表を目的として実施機関が保有している情報ではないこと及び公開することが公益上必要とは認められないことから、第6条第2号のア、イ、ウのいずれにも該当しない。

よって、個人が提出した「承諾書」のうち個人の住所・氏名、町内会名については、公開しないこととしたのは妥当であると判断する。

第6 結語

よって結論のとおり答申する。